

平成 26 年 11 月 25 日

各 位

会 社 名 テクノプロ・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 兼 CEO 西 尾 保 示
(コード番号：6028 東証)
問合せ先 取締役 兼 CFO 佐 藤 博
(TEL. 03-6385-7998)

ブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

平成 26 年 11 月 10 日開催の当社取締役会において決議いたしました株式売出し等につきましては、ブックビルディングの仮条件等が未定でありましたが、平成 26 年 11 月 25 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 株式売出しの件

- (1) 仮 条 件 1,800 円 から 1,950 円
- (2) 売 出 価 格 売出価格は、上記仮条件における需要状況等を勘案した上で、平成 26 年 12 月 4 日に決定するものとする。当該仮条件が今後変更される場合は、その変更について代表取締役社長に一任する。
- また、売出価格及び引受価額の決定についても、代表取締役に一任する。

(3) 仮条件の決定理由等

仮条件の決定に当たり、機関投資家等にヒアリングを行った結果、主として以下のような評価を得ております。

- ①経営陣のマネジメント能力が高いこと。
- ②売上単価向上に向けた施策が奏功しており、これまでの実績に加え、今後もさらなる成果が期待できること。
- ③景気動向等によって業績が変動する可能性があること。

以上の評価に加え、同業他社との比較、現在のマーケット環境等の状況や、最近の新規上場株のマーケットにおける評価、並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討した結果、仮条件は 1,800 円 から 1,950 円の範囲が妥当であると判断いたしました。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 販売先指定の件（親引け）

当社が、野村証券株式会社に対し、販売を要請している親引け先の概況については以下の通りです。

（1）親引け先の状況等

- | | |
|-----------------|--|
| ① 親引け先の概要 | テクノプロ・グループ従業員持株会
（理事長 福島 隆志）
東京都港区六本木六丁目10番1号 |
| ② 当社と親引け先との関係 | 当社グループの従業員持株会であります。 |
| ③ 親引け先の選定理由 | 従業員の福利厚生のためであります。 |
| ④ 親引けしようとする株式の数 | 未定（売出株式のうち、407,600株を上限として、平成26年12月4日（売出価格等決定日）に決定される予定。） |
| ⑤ 株券等の保有方針 | 長期保有の見込みであります。 |
| ⑥ 払込みに要する資金等の状況 | 当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。 |
| ⑦ 親引け先の実態 | 当社グループの社員等で構成する従業員持株会であります。 |

（2）株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、下記【ご参考】の「2. ロックアップについて」をご参照下さい。

（3）販売条件に関する事項

販売価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する一般向け売出しとして行われる売出価格と同一となり、売出価格等決定日に決定される予定です。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)	引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)	引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合(%)
Japan Universal Recruitment Limited	Office G03, Fitzwilliam Business Centre, 77 Sir John Rogerson's Quay, Dublin 2, Ireland	34,072,000	99.99	10,372,000	30.44
テクノプロ・グループ従業員持株会	東京都港区六本木六丁目10番1号	—	—	407,600	1.20
西尾 保示	東京都港区	2,000	0.01	2,000	0.01
計	—	34,074,000	100.00	10,781,600	31.64

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成26年11月10日現在のものです。

2. 引受人の買取引受による売出し後の所有株式数及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成26年11月10日現在の所有株式数及び株式総数に、引受人の買取引受による売出し及び親引け(407,600株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容 該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項 該当事項はありません。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 株式売出しの概要

(1) 売出株式数

普通 引受人の買取引受による売出し 23,700,000 株
株式

普通 オーバーアロットメントによる売出し 3,555,000 株 (※)
株式

(2) 需要の申告期間 平成 26 年 11 月 27 日 (木曜日) から
平成 26 年 12 月 3 日 (水曜日) まで

(3) 価格決定日 平成 26 年 12 月 4 日 (木曜日)
(売出価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 申込期間 平成 26 年 12 月 5 日 (金曜日) から
平成 26 年 12 月 10 日 (水曜日) まで

(5) 株式受渡期日 平成 26 年 12 月 15 日 (月曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である Japan Universal Recruitment Limited (以下、「貸株人」という。) から借入れる株式であります。これに関連して、野村証券株式会社は、3,555,000 株を上限として、貸株人より追加的に当社株式を取得する権利 (以下、「グリーンシューオプション」という。) を、平成 27 年 1 月 9 日を行使期限として付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、平成 26 年 12 月 15 日から平成 27 年 1 月 6 日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所において、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限 (上限株式数) とする当社普通株式の買付け (以下、「シンジケートカバー取引」という。) を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、上記グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書 (並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である Japan Universal Recruitment Limited は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 90 日目の平成 27 年 3 月 14 日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を野村証券株式会社が取得すること及びその売却価格が売出価格の 1.5 倍以上であって、野村証券株式会社を通して行う東京証券取引所取引における売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、当社の取締役である西尾保示は、野村証券株式会社に対して、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 90 日目の平成 27 年 3 月 14 日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の平成 27 年 6 月 12 日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合であっても、野村証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

また、親引け先は、野村証券株式会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後 180 日目の日（平成 27 年 6 月 12 日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。